

監査公表第 19 号（平成 30 年 9 月 4 日、県公報第 4023 号登載）

平成 29 年 10 月 3 日から平成 31 年 2 月 15 日実施 財政的援助団体等監査結果に基づく措置通知（平成 29 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した財政的援助団体等監査結果の報告（平成 30 年 3 月 29 日 29 監総第 504 号-2）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 9 月 4 日

福岡県監査委員	山	下	芳	郎
同	行	正	晴	實
同	岩	崎		勇
同	江	藤	秀	之

30社活第758号
平成30年8月16日

福岡県監査委員
同
同
同
山下芳郎殿
行正晴實殿
岩崎勇殿
江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	図書管理システムの整備 が不十分であった。	今回の不突合の原因となった図書管理システムを改修するとともに、その操作マニュアルを整備し、併せて図書管理要領を制定し、これらに沿った運用をすることにより、図書資産額との不突合を解消した。